三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年三月十九日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　岐阜県高山市荘川町野々保字溝上谷八七一の二、字クツ子平八七九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字溝上谷八七一の二・字クツ子平八七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十二年三月十九日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県西彼杵郡長与町高田郷字山下一二八六の三、一二八六の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十二年三月十九日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市大畑町赤滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市大畑町赤滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十二年三月十九日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　長野県南佐久郡北相木村字木次原五六一七の五二
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十二年三月十九日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市大佐小阪部字大佐二二三七の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　放送設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年三月十九日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
日光市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
日光市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年三月十九日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　保安林として指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
日光市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
日光市（次の図に示す部分に限る。）
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。